

「雲南市災害廃棄物処理計画（案）」に関するパブリックコメント（意見募集）の結果について

- ・公表した資料 雲南市災害廃棄物処理計画（案）
- ・意見募集期間 令和3年2月18日～令和3年3月19日
- ・意見提出人数 1人
- ・意見提出件数 15件
- ・お寄せいただいたご意見・ご提案と市の考え方

No.	提出されたご意見・ご提案	ご意見・ご提案に対する市の考え方
1	概ね良いと思います。市民への周知をしっかりと行い意見も反映し良い計画を策定されまことを望みます。	P60「10 定期見直し」に「計画を見直す際には、市民に周知し、意見を取り入れる。」という一文を追記します。
2	災害廃棄物処理計画 原案（素案） 全文 全体版、分割版 資料編 概要版 3部構成にしたらいかがでしょうか	パブリックコメントでは本編と資料編を公開したところですが、概要版は、広く市民に読んでいただけるように、わかりやすいものとなるよう配慮し、計画の目的や基本的な災害廃棄物処理方針について記したものを作成します。
3	今後 策定されると思いますが他の自治体のように分けた方がいいのでは 概要版 市民向け 住民（市民）向け（某市例） 詳細版 第1部 総則編 第2部 組織体制編 第3部 初動対応編 第4部 仮置場関係編 第5部 廃棄物処理編 第6部 事務処理編	本計画は環境省の災害廃棄物対策指針の構成にならって、第1章総則、第2章災害廃棄物処理計画〔平時の備え（平時対応）、災害応急対応（緊急時対応）、災害復旧・復興等（復旧・復興時対応）〕の構成としております。
4	51 ページ 7 仮置場候補地の選定、確保から 56 ページ 仮置場はどこに設置するのか。作るのか。	仮置場候補地は、令和3年度以降に住民の皆様や関係課、関係機関とも協議して、検討してまいります。
5	仮置場の選定では、今まで使っていた場所が使えなくなったらどうするか 水害の時はどうするかといった	仮置場候補地は、将来的に使用できなくなる可能性も考慮し検討してまいります。また、水害時には、局地的な土砂崩れや浸水が発生する場合があります、そのことを考慮して仮置場候補地を選定してまいります。加えて仮置場は、被災も想定し、各町に複数確保することが必要だと考えております。
6	課題 災害廃棄物対策については、発生量や仮置場設置場所、収集 運搬手段や処理に関するほとんどの事項	仮置場候補地の選定と合わせて、令和3年度以降に住民の皆様や関係課、関係機関とも協議して、検討してまいります。

	<p>仮置場候補地の選定もまだできていない 県との協定と市町村との個別協定の間で指揮 命令系統や情報の統一 仮置場の設置、分別、管理等の運営主体をどうするか</p>	
7	<p>65 ページ ⑤広報戦略【広報項目等の整理】 追加 音声告知放送端末 広報車 地域の掲示板・回覧板を活用 地域自主組織、町内会や自治会を通じた伝達 必要に応じて戸別に伝達</p> <p>災害廃棄物に関する広報 平時 内容 災害時に発生する廃棄物、分別の必要性と分別ルール、排出ルールと集積場所、危険物の取り扱い、便乗ごみ等の禁止物 留意事項 住民（市民）とのコミュニケーション 情報を一元化するための体制づくり 各種問い合わせに対するQ&A集の作成</p> <p>災害時 内容 仮置場に関する情報（開設場所、曜日及び時間、期間、受付内容、分別ルール、持込み禁止物等） 有害物、危険物の取扱い 被災家屋の取扱いと手続 被災自動車等の取扱い 排出困難者への対応</p> <p>内容 住民からの問合せ窓口の設置 情報の一元化</p>	<p>市民広報の重要性は市でも認識しており、あらゆる広報手段を検討し、内容についても平時より検討してまいります。</p>
8	<p>69 ページ 6 排出ルールと市民広報 >防災行政無線 この度整備された防災行政無線（屋外拡声子）を存分に有効活用してもらいたい。 こういう時にこそ必要な設備だと思う。本領発揮といいますか 防災行政無線の実際の運用に関しては所管部署と協議調整を図る。 市ホームページも随時変化する事象に対応するため最新の情報の都度更新してもらいたい。 雲南市安全安心メール配信、雲南市公式アプリ</p>	<p>防災行政無線が有効活用できるよう、実際の運用について所管部署と協議調整を図ってまいります。 市民への周知については特に仮置場に関する広報が重要であると考えられることから、住民向けのチラシのひな型を、平時から作成するように努めます。</p>

	<p>リ（災害用に部分改修）も併せて活用されたい。</p> <p>住民（市民）への周知を目的とする計画であれば、簡潔で分かりやすい資料作りに努めて頂くようお願い致します。住民配布用</p>	
9	<p>74 ページ</p> <p>太陽光発電設備</p> <p>>太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電</p> <p>>に注意する必要がある。～</p> <p>付け加える</p> <p>日照時は発電により感電のおそれがあるため、取扱いに注意する。</p> <p>夜間や日没後の日照のない時間帯であっても、同様な注意が必要。</p> <p>太陽光発電設備は浸水・破損した場合も光を受ければ発電することが可能であり、接触・接近すると感電のおそれがある。</p> <p>有害物質が流出するおそれもあるため、浸水・破損した太陽光発電設備にはむやみに近づかず、</p> <p>施工業者、メーカー等、適切な取扱いができる者に対処を依頼する。</p>	<p>太陽光発電設備については大規模災害が発生した際に発出される国の通達を参照して、適切に処理してまいります。また、そのことを計画に記載します。</p>
10	<p>76 ページ</p> <p>思い出の品等の取り扱いについて</p> <p>可能な限り保管し、閲覧等の機会を設けることを求める</p>	<p>可能な限り保管し、現場に赴くだけでなくホームページ上にも掲載するなど、閲覧の機会を増やす取り組みを行っていくことを計画に記載します。</p>
11	<p>24 ページ 廃自動車等</p> <p>廃自動車の撤去及び処理</p> <p>(1) 撤去及び処理の流れ</p> <p>必要物資の輸送や避難、救出活動等に支障があるもの、生活環境保全上の支障があるもの</p> <p>→市において撤去</p> <p>廃自動車等は、所有者が引取業者に引き渡すなどして処理することが原則であるが、所有者による当該車両の引取りが困難であって、かつ、生活環境保全上の支障があるものなど、市による処理を行う必要があると判断した場合には、本市において引取業者への引渡し。</p> <p>廃自動車は、損壊が著しいものや車両番号等</p>	<p>廃自動車の取扱いについては、環境省の災害廃棄物対策指針のほか、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの「被災自動車の処理に係る手引書・事例集」を参照して、適切に処理してまいります。また、そのことを計画に記載します。</p> <p>廃二輪車につきましてもご指摘のとおりであり、(公財)自動車リサイクル促進センターの二輪車リサイクルシステムを利用して、適切に処理してまいります。また、そのことを計画に記載します。</p>

	<p>が不明なものも含めて、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号）（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき処理する。また、廃二輪車は（公財）自動車リサイクル促進センターの二輪車リサイクルシステムを、それぞれ利用できる。</p> <p>(2) 処理手順 ア 現地調査 廃自動車等がどこにどのような状態であるか、災害廃棄物の撤去を担当する部署において現地調査を行い、発生状況を確認する。廃自動車等は有価物となる場合が多いことから、盗難防止の観点からも調査は可能な限り速やかに行う。 撤去・移動が必要な車両に対しては、「一定期間後に仮置場に移動すること」、「処理方法の意思表示のお願い」、「仮置場移動後の本市の連絡先」等を記した張り紙を行う。</p> <p>イ 撤去・移動 「撤去車輛」、「撤去日時」、「撤去場所」を記録 フォークリフト トラック ユニック車 レッカー車 クレーン車により撤去し仮置場まで移動</p> <p>ウ 保管 仮置場への搬入時には、「搬入日」、「車両番号」、「車体番号」、「車種区分（普通車、軽自動車など）」、「車種・色」等を記録する。</p> <p>エ所有者の照会及び引取依頼 オ 公示 カ 車体番号不明車両への対応 キ 引取業者への引き渡し等</p>	
12	<p>住民に災害廃棄物の排出ルールを守ってもらえれば、自治体の処理負荷が軽くなる。そのためには平時から情報発信をし、PRしておくことが有効だ。</p>	<p>平時からも災害廃棄物に関する広報を行い、広く市民に周知してまいります。</p>
13	<p>中小規模自治体における共通の課題 課題内容 地域内資源の脆弱化</p>	<p>中小規模自治体における共通の課題については、平時から、総合的な施策と連携しつつ対応の強化に努めてまいります。</p>

・ 少子高齢化による地域力の低下が進んでおり、災害発生時に必要となる人員、資機材をどのように確保するかが大きな課題となる

・ 平時から自治体相互、あるいは廃棄物関連の民間事業者との間で災害時の支援に係る協定締結を積極的に進めておくことが有効である

排出弱者対策

・ 高齢者・障がい者等のいわゆる災害弱者は、災害廃棄物を排出すること自体が困難となる場合もあることから、適切な収集方法を検討しておく必要がある

・ 十分な管理が行われていない空き家が増加している傾向にあり、これらは被災により災害廃棄物となる可能性が高いことから、平時より除却を促進しておくことが望ましい

住民理解の醸成

・ 近年、各地で自然災害が頻発し住民の防災への関心が高まっていることから、地域での防災訓練等の機会を捉えて、平時から災害廃棄物に関する情報提供を行い、住民の関心・理解を深めておくことが求められる

・ 退蔵ごみの処理促進や空き家対策を進めることも災害廃棄物処理の負担を軽減するために有効である

※使用や利用しないにも関わらず、仕舞い込んだまま、家庭内で蓄積されたごみ

平時に取り組んでおくべき事項

項目内容

仮置場の準備

・ 仮置場候補地については、場所・面積のみではなく、使用する際の制約条件等を記載したリストを作成し、定期的な見直しを実施して災害発生後直ちに適地を確保できる状況にしておく

・ 仮置場開設に必要な資機材の調達先、管理運営に必要な人員を確保する手段を決めておく

連携協力協定

・ 災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するた

平時に取り組んでおくべき事項については、計画に記載した範囲で取り組みを進めてまいります。

	<p>めに連携する必要がある関係団体（公的機関、民間団体等）と積極的に災害時支援協定を締結しておく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定相手先とは定期的に相互の窓口確認を行うとともに、可能であれば災害発生を想定したシミュレーションを実施しておく <p>組織と庁内調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理にあたる組織と担当の具体的業務分担を明確化しておく ・ 庁内関係部局と災害発生時の廃棄物対応に関する分担と連携方法について調整しておく <p>住民広報等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時のごみの排出方法（家庭ごみの取扱い、災害廃棄物の分別方法等）に関する住民広報の案をあらかじめ準備しておく ・ 災害時にはできるだけ多くの媒体を用いて広報できるようにしておく ・ 災害廃棄物の分別協力の周知方法を検討しておく <p>そのまま放置すれば倒壊等、保安上著しく危険となるおそれのある状態の空き家がある。る場合は平時から除却等を進め、発災時の損壊による災害廃棄物化の防止に努める。</p>	
14	<p>60 ページ 9 災害廃棄物処理負担軽減のための施策連携</p> <p>空き家 潜在的な災害廃棄物 除去等による対策</p> <p>空き家の中には災害廃棄物の予備軍危険な空き家については特措法に基づき行政代執行で対応</p> <p>空き家は元々倒壊しやすく、災害時に廃棄物になってしまう。</p> <p>災害時に倒壊の可能性が高く、未然に防ぐための応急的処理が必要</p> <p>少子高齢化と人口減少により空き家が増加しているが、利用目的のない空き家は、災害時に倒壊や浸水の被害を受けても片付け等</p>	<p>空き家対策については、いただいた意見を参考に、関係部局と連携を強化して対策を図ってまいります。</p> <p>便乗ごみ対策についても、いただいた意見を参考に、対策の強化を図ってまいります。</p>

	<p>がされずに、一般廃棄物として行政で処理しなければならない。</p> <p>地震などが起こると空き家は崩れやすい 空き家の利活用（空き家バンク）や特措法の適用 空き家については（建設部）空き家対策室と 平時から連携を密にし情報共有しておくべきと考える。</p> <p>便乗ごみ対策 廃自動車については 搬入時に免許書等の提示を求める、持ち込み 車両のナンバープレートを抑えるというよ うな対策</p> <p>便乗ごみに はおおまかに3種類ある。 1つ目は地域外から持ち込まれるごみ。 2つ目は地域内だが、災害とは関係ないごみ。 退蔵ごみ、ついでごみなどと言われる。 3つ目は一般廃棄物ではない事業系のごみが 災害時に紛れて持ち込まれる場合。 対策方法としては、 仮置場自体で不法投棄をガードする方法、チ ェック体制でガードする方法 があるが、個別チェックとなるとトラブルや 渋滞発生の もとになったりするので、なかなか難しい面 もある。 ある自治体では、職員が何も言わずにデジカ メ で写真撮影をするという行為によって、記録 を残し、 それが搬入者にプレッシャーを与えて便乗 ごみを抑制しているという事例もあった。</p>	
15	<p>雲南市も災害廃棄物対策中国ブロック協議 会に参加したらどうでしょうか 14 雲南市も災害廃棄物対策中国ブロッ ク協議会に参加したらどうでしょうか 【参考文献】 事例 Good Practice 処理計画策定済自治体の初動対応</p>	<p>環境省のモデル事業により島根県が主催する 災害廃棄物対策研修に雲南市としても参加し ており、机上演習などを行っています。今後 も【参考文献】としてお示しいただいた環境 省の資料も参考としつつ災害廃棄物対策を進 めて参ります。また、災害廃棄物対策中国ブ ロック協議会については規程等を確認して、 検討してまいります。</p>

○ 平成 31 年 3 月に処理計画を策定済み。○ 処理計画において、仮置場の配置図を記載していたため、早期に設置できた仮置場においても、分別管理を徹底することができた。

○ 処理計画上でも記載していた協定を踏まえ、県が協定を締結していたことにより仮置場への重機の手配ができた。

モデル事業で処理計画策定中の自治体の初動対応

仮置場の状況 発災直前に開催した机上演習の様子

○ 平成 31 年度の環境省の処理計画策定モデル事業に参画し、処理計画策定中に被災した。○ モデル事業において、廃棄物処理施設の稼働停止時の対応について検討していたため、ごみ処理施設被災時も住民に排出抑制の周知を行い、処理施設復旧後に円滑に処理を実施することができた。

○ モデル事業において、事前に仮置場の候補地をリストアップしていたことから、早期に比較的に面積の広い仮置場を確保できた。また、県との協定を活用し、仮置場の管理・運営を行う事業者を早期に確保できたため、仮置場においても混合状態とならなかった。

Bad Practice

処理計画未策定自治体の初動対応

街中の災害廃棄物の路上堆積の状況

○ 処理計画が未策定で事前に仮置場候補地を検討していなかったため、発災後も仮置場を設置することができず、全ての片付けごみを戸別回収することとなってしまった。

○ 戸別回収体制を構築できなかったため、市内の各所で住居等に近い場所で、片付けごみが混合状態で路上堆積する事態が発生してしまった。

○ 処理計画を策定していなかったために、仮置場を設置できず、収集運搬体制も構築できなかったために、街中に混合状態で路上堆積する事態となってしまった。

処理計画策定済自治体の初動対応
公園における災害廃棄物の堆積の状況

- 処理計画は平成 20 年度に策定されていたが、改定がされていなかった。
- このため、収集運搬体制を確保できず、市内の各所で住居等に近い路上や公園等において、大量の片付けごみが混合状態で堆積する事態が発生してしまった。一部の公園においては 2 m を超える片付けごみが隙間なく積み上がる事態も生じた。
- 処理計画を策定していても、仮置場の設置や収集運搬体制の確保について実効性が担保できていなかったため、大量の片付けごみが混合状態で路上や公園等に堆積してしまった後に、自衛隊と民間事業者の総力を挙げて撤去することとなってしまった。

環境省 環境再生・資源循環局 災害廃棄物
対策室
国立環境研究所の資料引用